㉑　主要構造部の全部又は一部に燃えしろ設計（準耐火構造の主要構造部を耐火被覆を用いない構造方法によるものとする設計をいう。）を用いたものについては、19欄にその旨を記入してください。	（新設）
㉒　建築物の２以上の部分が建築基準法施行令第109条の８に規定する火熱遮断壁等で区画されている場合には、19欄にその旨を記入し、各部分について建築基準法第21条、第27条及び第61条の規定の適用の有無を記入してください。	（新設）
㉓・㉔　（略）	㉑・㉒　（略）
６．・７．（略）	６．・７．（略）
第十一号様式（第三条、第三条の三関係）（Ａ４）	第十一号様式（第三条、第三条の三関係）（Ａ４）
（注意）	（注意）
１．・２．（略）	１．・２．（略）
３．第二面関係	３．第二面関係
①～⑧　（略）	①～⑧　（略）
⑨　６欄の「ロ」は、建築基準法施行令第138条第４項第３号に掲げる工作物について記入してください。	⑨　６欄の「ロ」は、建築基準法施行令第138条第３項第３号に掲げる工作物について記入してください。
⑩　（略）	⑩　（略）
⑪　建築基準法施行令第138条第４項第１号に掲げる工作物のうち、建築基準法別表第２（ぬ）項第３号（13の２）の用途に供する工作物については、原動機の出力の合計を６欄の「へ」に記入してください。	⑪　建築基準法施行令第138条第３項第１号に掲げる工作物のうち、建築基準法別表第２（ぬ）項第３号（13の２）の用途に供する工作物については、原動機の出力の合計を６欄の「へ」に記入してください。
⑫～⑯　（略）	⑫～⑯　（略）
第十二号様式（第三条、第三条の三、第十一条の三関係）（Ａ４）	第十二号様式（第三条、第三条の三、第十一条の三関係）（Ａ４）
（注意）	（注意）
１．（略）	１．（略）
２．第二面関係	２．第二面関係
①　（略）	①　（略）
②　配置図には、縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における工作物の位置及び申請に係る工作物と他の工作物との別（申請に係る工作物が建築基準法施行令第138条第４項第２号ハからチまでに掲げるものである場合においては、当該工作物と建築物との別を含む。）を明示してください。	②　配置図には、縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における工作物の位置及び申請に係る工作物と他の工作物との別（申請に係る工作物が建築基準法施行令第138条第３項第２号ハからチまでに掲げるものである場合においては、当該工作物と建築物との別を含む。）を明示してください。
第三十六号の二様式（第五条関係）（Ａ４）	第三十六号の二様式（第五条関係）（Ａ４）
（注意）	（注意）
１．・２．（略）	１．・２．（略）
３．第二面関係	３．第二面関係
①～⑥　（略）	①～⑥　（略）
⑦　４欄は、建築基準法施行令第108条の４第２項に規定する耐火性能検証法により耐火に関する性能が検証されたときは「耐火性能検証法」のチェックボックスに、同令第108条の４第５項に規定する防火区画検証法により遮炎に関する性能が検証されたときは「防火区画検証法」のチェックボックスに、同令第128条の７第３項に規定する区画避難安全検証法により区画避難安全性能が検証されたときは「区画避難安全検証法」のチェックボックスに、同	⑦　４欄は、建築基準法施行令第108条の３第２項に規定する耐火性能検証法により耐火に関する性能が検証されたときは「耐火性能検証法」のチェックボックスに、同令第108条の３第５項に規定する防火区画検証法により遮炎に関する性能が検証されたときは「防火区画検証法」のチェックボックスに、同令第128条の６第３項に規定する区画避難安全検証法により区画避難安全性能が検証されたときは「区画避難安全検証法」のチェックボックスに、同